

長崎市宿泊税先進地視察研修報告

1. 概要

本研修は九州内で宿泊税の導入が最も新しい長崎市の宿泊税について、視察研修したもので、当日は長崎市役所の17F会議室にて長崎市文化観光部観光政策課総務企画係の岩永係長に対応をしていただいた。

2. 長崎市の状況

長崎市の人口は39万人で少子高齢化が進んでおり、人口減少や高齢化の影響により、生産年齢人口や就業人口の減少に伴う税収減が見込まれるとの事でした。

3. 宿泊税の導入目的

長崎市は市外からの訪問客の誘致等により交流人口を増やし、地域を活性化して経済効果につなげる「交流の産業化」を特定戦略として掲げており、今後、観光地域づくりを発展的に進め、都市の魅力を高めていくために必要な財政需要に適切に対応するための財源として宿泊税を導入したとの事でした。

4. 宿泊税制度の概要

課税客体および納税義務者は全国で宿泊税を導入している団体と同じ制度を採用。

税率の特徴としては、宿泊料金による段階制を採用。

1万円未満：100円

1万円以上2万円未満：200円

2万円以上：500円

課税免除も設定しており、修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒、引率者および宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒、引率者を対象とした。

5. 宿泊税導入の経過（主な経過を抜粋）

平成28年から導入可能性について検討を始め、平成29年に庁内の関係課による導入検討ワーキング会議において「一定の合理性がある」と結論付けられたことから、平成30年に議会の宿泊税導入の質問に対し「関係団体等と協議を重ね、導入の検討を進めること」を答弁し、令和元年から外部検討委員会を開始したが、第3回検討会にて用途等の分野において引き続き議論が必要で

あることから、同年度末までとしていた外部検討委員会の設置期間の延長を行った。

令和2年3月から7月の間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外部検討委員会の中断があり（5カ月）、その間、令和2年3月に行われた長崎市旅館ホテル連合会からの新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の中で、予測不足な事態に迅速に対応できる基金の設置についての検討を要望されるとともに、令和2年6月議会の観光客誘致対策特別委員会にて、同基金設置の要望があった。このことを踏まえ、令和2年8月に実施された第4回検討委員会にて、新型コロナウイルス感染症の観光への影響を踏まえ、不測の事態に対応する財源として宿泊税を活用する考えを説明した。

また同月に宿泊事業者向けに意見交換会を開き、慎重に議論を進めることや、段階的な税率設定を望む意見が出された。

令和2年9月に検討委員会から市長へ報告書を提出した。

令和2年11月に2回目の宿泊事業者との意見交換会が行われ、市長が宿泊税の導入について説明を行った。当該意見交換会では、税率について、段階的な税率とする検討を望む意見が多く出された。令和3年4月から8月までの間に制度の見直し案について、宿泊事業者との意見交換会を継続的に実施し、その後段階的な税率へ変更する方針を決定した。

令和3年11月に宿泊事業者に向けた宿泊税導入に係る説明会を開催し、市長が直接導入についての説明を行った。

令和3年11月から12月にかけてパブリックコメントの実施を行い、令和4年3月に本市議会において長崎市宿泊税条例を可決し、令和4年4月に総務省へ協議書を提出した。令和4年6月に総務大臣同意が行われたが、その際に地方財政審議会から「基金を創設して税収の一部を積み立てることとしているが、毎年実施する事業と基金を用いて行う必要がある事業の棲み分けを、明確に説明できるようにすることが重要である。」との意見が出された。

令和4年7月に宿泊事業者に向けた宿泊税導入に係る説明会を再度行い、その後関係団体（旅行団体、学校、スポーツ・文化団体）等への周知活動を行い、令和5年2月に宿泊税申告・納付手続きに係る実務者説明会を行った。

令和5年4月に宿泊税を導入。

6 長崎市の外部検討委員会について

委員計6名（学識経験者2名、旅行業関係事業者1名、観光関係団体1名、経済団体1名、宿泊事業者1名）。加えて、市民1名について公募を行ったが、申込がなかったとの事でした。

・報告書の概要

報告書の概要の説明の中で、「新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の財源の振替となることのないようにすること」「用途の内容に関するわかりやすい説明」「情報発信をしっかりと行い、宿泊税の効果の検証を確実に実施すること」、また導入までに「関係事業者への意見聴取などを十分におこなうこと」について、特に必要性を強調されていました。

7 宿泊事業者との意見交換会

外部検討委員会からの提言内容も踏まえ、制度設計の参考とするため、宿泊事業者との意見交換を複数回行った。意見を受けて、税率を定額制から段階制に見直し、かつ、一定規模の税収確保も見込める税率設定にするとともに、用途の公表の独自規定や、制度見直しの期間の見直し（5年ごとの見直しとしていたのを、3年ごとの見直しとする）を行ったとの事でした。

8 宿泊税の用途の考え方

用途の方針：「訪問客への還元」

・訪問客の利便性の向上・満足度の向上・再訪意欲の向上などに寄与する事業に充当する事とした。

用途の分類：5つの柱と宿泊税賦課費

分類の一つに「緊急時の対応等」が立てられており、国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業（観光キャンペーン等）に充当することを目的とした基金を設置している。年5,000万円を10か年積み立て、総額5億円を目指している。当該基金の用途として、西九州新幹線が開通したこともあり、今後、当該新幹線に係るキャンペーンに使いたいとの意見があったとのこと。

・各年度の宿泊税用途の決定方法としては、まず、文化観光部が庁内全部局に宿泊税に該当する事業がないか呼びかけを行い（予算編成の前）、回答の中から優先度の高いものを採用している。用途については、内部だけで決定するのではなく、案を観光・MICE振興審議会へ報告し、意見徴収を行い、宿泊事業者からも意見を聴取するようにしているとの事だった。

9 課税の免除 統括

・免除の対象を2点設定している。

1点目 対象者：修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒、引率者

免除の考え方：修学旅行などの学校行事は公益性があること、また、特に修学旅行については、修学旅行先として長崎市が都市間競争で勝ち残ることに加え、修学旅行客が将来のリピーターとなることを期待しているため。

2点目 対象者：宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒、引率者

免除の考え方；部活動については、学校教育の一環であり公益性があること、また、離島が多い長崎県においては、県大会等でも離島の生徒が長崎市内に宿泊することが多いため。

10 宿泊税の導入準備

令和4年度はシステム整備補助を含め、1億800万円の歳出予算を計上した。主に広告費と宿泊税のシステム開発、システム整備補助金が多く占めており、特にシステム整備補助金が7,850万円を占めた。しかし、システム整備補助金は、事前のアンケート調査より申請が少なく、実支出としては39件8,864千円のみであった。全国規模のチェーン店などは、システム自体を改修せずとも、宿泊税を加えられるように構築されているためとの事だった。令和6年度から宿泊税特別徴収事務報奨金、電子申告を導入した。

11 宿泊税活用事業（令和7年度予算）

予算：3億6,701万8千円（宿泊者数273.7万人）

- ① サービス向上・消費拡大 41,597千円（宿泊税活用額）93,113千円（事業費）
グルメの磨き上げを行い、さしみシティなどブランド力向上を目指している。
- ② 情報提供 172,107千円（232,153千円）
DMOを生かし、観光地域づくり推進を行なっている。
- ③ 受入環境整備 64,833千円（宿泊税活用額）295,332千円（事業費）
路面電車のタッチ決済機器の導入支援や観光地のトイレ整備、観光案内所の運営費、オーバーツーリズム対策警備を実施、観光産業人材育成として観光教育出前授業などを行なった。
- ④ 資源磨き 23,200千円（宿泊税活用額）282,000千円（事業費）
国指定重要文化財施設の実施設計及び整備に活用
- ⑤ 緊急時の対応等
観光交流基金積立金 50,000千円（宿泊税活用額）宿泊事業者からの要望により基金を積立

宿泊税賦課費 15,274 千円（宿泊税活用額）15,278 千円（事業費） 宿泊
税賦課業務及び徴収事務報奨金

1 2 宿泊税活用事業の周知

宿泊税を活用した事業には、宿泊税を活用したことが分かる表記を行い、見える化を行なっている。

例)

- ・ 宿泊税を充てて整備した長崎駅前の観光案内所について、その入口の扉に「宿泊税により整備した」旨を明記。
- ・ 宿泊税を充てて実施している市電の電停の誘導員について、「宿泊税により交通整理事業を実施している」旨のワッペンを着用させることを検討中。

1 3 事前質問の回答

別紙回答を参照

1 4 当日の質問

(1) 導入直後の状況について

回答：徴収開始から3ヶ月程度は、市役所に問い合わせが来ることが多く、市役所の体制も、土日にも対応できるように税部局が待機していた。問い合わせの中でも主に課税免除関係の質問が多かった。税額が高いなどのクレームはなかった。宿泊事業者からは、フロントでの宿泊税徴収時に、宿泊者から「どんな使途につかっているのか」との質問が来るので、回答がすぐにはできるような資料を作成して欲しいとの声がある。

(2) コロナ禍の中に始まった宿泊税であるが、目に見えるような事業としてはどのようなものに使用したのか

回答：観光施設の改修などに使用した。路面電車のタッチ決済導入にも補助金を支出しているが、ステッカーを貼るなどして、宿泊税の活用したことが分かるようにしていきたい。施設の誘導警備員にも、服にワッペンを貼るなどして分かるようにしたいと考えている。住民の方には広報紙やHPで使途について掲載している。決算報告の中でも、今年から半ページくらいの紙幅で宿泊税についての説明（市民につながる取組集）を乗せることを検討している。宿泊税について、市民アンケートなどはまだ行なっていないが、宿泊事業者及び訪問客には行なっており、意見を調べている。

(3) ホテル事業者としては事務経費的なものが気になるが、どのような支援を行なったか

回答：宿泊税の導入によるシステム改修整備の補助を宿泊税施行前に行なった。導入後はシステム改修整備については補助を行っていないが、徴収事務報奨金として、(先行団体である東京都を参考として)宿泊税に対して2.5%の割合の額を宿泊事業者に支払っている。最近ではキャッシュレスでの支払いが多くなっており、キャッシュレス事業者への手数料が、支払額に対して3%から5%必要となることから、報奨金の金額を上げてほしいとの希望があっている。ただし、報奨金の引上げについて総務省に相談を行なったところ、地方税に関して、そもそも報奨金の制度が他の税にはない中で、他の宿泊税導入済団体と比較しても高い割合で報奨金を配るような見直しは如何なものか、との返答をもらっている。

(4) 修学旅行関係の免除について

回答：修学旅行生は、訪問客全体のうち4%程度を占めているが、将来の再訪者となっていくとの考えで免除を設定した。長崎市はビジネス客より観光客が多い。また、旅館がビジネスホテルよりも多い状況。

(5) 宿泊税の表示について

回答：予約サイトなどに宿泊税について記載されている。外国人に宿泊税の支払いを求める際にトラブルはなく、そもそも外国人は宿泊税を支払うことについてあまり気にされている様子はないとのこと。外国でも宿泊税制度があるから、慣れているのではないかとのこと。

(6) 大津町の課題の一つとして、他市町にお客が流れて行くことを懸念している。また、宿泊料金を一定ではなく宿泊料金によって税率が変わる段階性があると、宿泊料金の設定に苦慮する。現在の宿泊費高騰等の中で、1万円前後の宿泊料金とすることも増えてきているところ、長崎市においては1万円で税額が変わるようになっている。この点についてどのように考えているか。

回答：長崎市としては、宿泊税の導入によって、観光客が他自治体に流れている実感はない。最近では宿泊料金の高騰によって、1万円を超える料金が普通となっており、事務の負担感から、宿泊税事業者からは税率を一律にできないかとの意見があり、見直しの一つとして考えている。

1 5 その他

長崎市は令和5年度の導入から3年目となり、現在見直しを進めているところで、税率の見直しや観光交流基金積立金をどういったタイミングで取り崩し活用するのか、といった課題があるとの事だった。

所感

今回、長崎市で先進地視察研修を行ったところ、長崎市においては歴史的遺産や教育施設、中華街といった観光資源が充実しており、宿泊税の用途にもそれらを生かす幅広い施策が見られ、大いに参考になりました。特に印象的だったのは、用途の決定が行政だけで完結するのではなく、年度ごとに審議会や宿泊事業者から幅広く意見を聴取して、用途事業の決定に反映し、柔軟に運用している点です。この仕組みにより、実情に即した効果的な活用が図られていると感じました。また、長崎市では当初からブランディング事業に宿泊税を充ててきましたが、成果が数値や目に見える形で現れにくい側面があり、ブランディングが一定程度浸透してきた段階で、他の施策に振り替える検討を進めていたことから、大津町においても、ブランディング施策の効果測定方法や評価指標を工夫し、成果が把握できるようにしておく必要性を改めて強く感じました。今後は、本視察研修で得た知見を大津町の宿泊税の運用に活かし、地域資源の保全・活用や観光振興、事業者との連携をより効果的に進められるよう検討していきたいと考えています。